

令和2年1月号

e~ろうむ.net  
(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 4-1-10-205  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744  
e-mail：info@e-606.net

## 進めていますか？36 協定締結&作成

### ◆「時間外労働の上限規制」がいよいよ中小企業にも適用

来年4月1日から、中小企業でも時間外労働は原則「1か月45時間」「1年360時間」とされ、36協定で特別条項を定めた場合も法定の上限を超えると罰則の対象となる「時間外労働の上限規制」が適用されます。

厚生労働省では、この適用に向けて、今年度下半期を集中的施策パッケージの実施期間と位置づけ、主に次のような取組みを行っています。

### ◆36 協定未届事業場への案内文の送付

厚生労働省では、今年度より36協定未届で労働者数が10人以上の事業場等に「自主点検表」を送付し、提出を求めるだけでなく個別訪問等も実施しています。

集中的施策パッケージでは、この自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場に対し、案内文を送付しています。

### ◆特別条項締結事業場への集中対応

36協定の特別条項は、通常予見できない業務量の大幅増加等の場合に限り、上記の限度時間を超えて働かせても法違反とならない免罰効果を有する定めですが、上限規制により、法定の時間を超えると6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

集中的施策パッケージでは、時間外労働時間を月80時間超とする特別条項付き

36協定を届け出た事業場に対する説明会の開催、不参加事業場への個別訪問等を実施して、上限規制への対応を求めています。

### ◆提出前にチェックを受けましょう

来年4月1日以降を始期とする36協定届は、新様式にて作成します。新様式には、上限規制について、時間外労働時間に係るものと時間外・休日労働時間の両方に係るもののいずれをもクリアしている内容を記載しなければなりません。

また、新設されたチェックボックスへのチェック漏れがあるとその場で修正する「補正」ではなく「再提出」扱いになってしまう等、記入上の注意点が複数あります。

さらに、従業員代表者が不適格と判断される等により36協定そのものが無効になってしまうと、時間外・休日労働を行わせること自体が違法行為となります。

来年度の36協定届の作成と提出では、「年中行事の1つ」との楽観視はせずに、監督署に提出する前に専門家のチェックを受けることをお勧めします。

## 高齢者雇用の雇用状況～厚生労働省調査より～

### ◆大65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業はほぼ100%

厚生労働省は、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を公表しました（従業員31人以上の企業161,378社の状況をまとめたもの）。

同調査によれば、65歳までの雇用確保措置のある企業は99.8%と、ほぼ100%となっています。

### ◆定年制の廃止、引上げを講じる企業割合が微増

一雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年制の廃止」を講じている企業は4,297社、2.7%（対前年0.1ポイント増加）、「定年の引上げ」を講じている企業は31,319社、19.4%（同1.3ポイント増）、「継続雇用制度の導入」を講じている企業は125,501社、77.9%（同1.4ポイント減）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高いものの、定年制度の見直しを講じる企業がわずかながら微増していることもわかります。

### ◆66歳以上働ける制度のある企業が増加

66歳以上働ける制度のある企業の割合も増加しています。66歳以上働ける制度のある企業は49,638社（同6,379社増）、30.8%（同3.2ポイント増）、70歳以上働ける制度のある企業は46,658社（同6,143社増）、28.9%（同3.1ポイント増）となっています。

66歳以上働ける制度のある企業は、大企業、中小企業共に増加してきていることがわかります。

### ◆今後の動向も踏まえて検討を

現在政府は70歳までの就業機会確保を事業主の努力義務とする高齢者雇用安定法の改正に向けて動いています。少子高齢化や労働力人口の減少により、高齢者雇用は今後ますます進んでいくことが予想され

ます。企業としても、先を見据えて対応を考えていきたいものです。

【厚生労働省「令和元年「高齢者の雇用状況」集計結果】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000182200\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000182200_00003.html)

## 1月の税務と労務の手続提出期限

### 【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕  
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和元年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕<前月以降に採用した労働者がいる場合>]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出〔税務署〕
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの>〔市区町村〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出〔給与の支払者（所轄税務署）〕
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え〔給与の支払者〕